

令和元年第1回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日（金）

午前10時00分から午前11時20分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員

12名

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について

議案第2号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について

議案第3号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第18条の規定による解約通知について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

7. 農業委員会事務局員

2名

○事務局（●● ●●君）

皆さんおはようございます。定刻のほうが参りましたので、ただいまから令和元年第1回早島町農業委員会を開会いたします。

初めに、会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員12名、皆さんご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数が出席しておりますので本日の会議は成立しております。

それでは、本日の議事進行を●●会長のほうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（●● ●●君）

おはようございます。 それでは、これから始めさせていただきます。

議事録署名委員は3番の●● ●●委員、4番の●● ●委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

それでは、日程1の議案第1号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案についてを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書1ページから8ページをごらんください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動実績及び点検・評価の事務局案を作成いたしました。こちらの案に追記すべき活動実績、また評価案へのご意見等ございましたら、ご審議のほどお願いします。

なお、こちらの案が承認された後に、30日間、地域の農業者等からの意見聴取を行うこととしております。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか、この件に関して。

○3番（●● ●●君）

7ページの2番の担い手への農地の利用集積の項目の中で、ちょうど真ん中辺に（4）番で評価の案になりますね。目標に対する評価案は、目標としては適当であると。目標の上のほうに数字が書いてあるんですけど、例えば30年度の目標、実績のところを目標が1に対して実績が2ヘクターで、達成率が200倍になってますね。これを見る限り

は、この（４）番の評価案の中の活動に対する評価案というのがありますが、利用調整について十分に対応できなかったとは言えないんじゃないかなと思うんですが、200倍も達成しとったんで十分達成できるとということで、そういう表現をちょっとかえたらいかかなものでしょうか。

○事務局（●● ●●君）

ありがとうございます。そうですね。これは達成できていますね。

○3番（●● ●●君）

それは遠慮せずに堂々と言やあええんです。

○事務局（●● ●●君）

そうですね。目標達成につながる活動ができたとか、そういった内容にかえさせてもらって、また次回の委員会のときに確認してもらえたらと思います。ありがとうございます。

○7番（●● ●●君）

8ページの、毎年これをしとってあれなんですけども、この平成29年度の目標及び実績の目標がゼロ%、実績がゼロヘクターということで、その目標達成はあるんですけど、この目標値の設定というのは本来どうあるべきなのかなというのがちょっとよくわからなくて。違反転用への適正な対応ができたのが何ヘクターありますというふうな目標の設定の仕方をするんですね。その違反転用の適正な対応の目標値としてこのゼロヘクターというのは正しい目標設定の仕方なのかという。それが、その実績がゼロヘクターで達成率が100%。もし、これが1ヘクターだったら、達成率はどうなるんだろうと思いつつ。済みません。今さらながらちょっと教えてください。

○事務局（●● ●●君）

やっぱり違反転用が30年度になかったということをして今達成100%としているんですが、確かにその内容的には違反転用ありきの目標なので。そうですね。ここは難しいところですね。

○7番（●● ●●君）

他市町村がどういうふうな事例で設定しているか確認してみてください。

○事務局（●● ●●君）

違反転用を出さないための目標なのか、違反転用への対応の目標なのかをはっきりさせます。

○7番（●● ●●君）

違反転用を未然に防いだから目標達成につながったのか。その違反転用を見つけることができたから達成なのか。

○事務局（●● ●●君）

内容的には違反転用を未然に防いだ内容にはなってるんですけど、タイトルの違反転用への対応なので、そこがちょっと矛盾していますね。確認しておきます。

○8番（●● ●●君）

そのところの平成29年は平成30年じゃないん。

○事務局（●● ●●君）

そうです。済みません、誤っています。違反転用への対応の（2）番を平成29年度から30年度に訂正をお願いします。ありがとうございます。

○議長（●● ●●君）

ほかありませんか。いかがでしょうか。大変難しい。

○7番（●● ●●君）

済みません。その7ページの現状及び課題の一番上のところなんですけど、その課題の文章のところ、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足、農地の分散等により農地の確保、有効利用を図ることが困難となっていると、そういうふうに書いてあるんですけど、早島町の一番の根本問題は、もう当局も十分ご存じのとおり水路であるわけで、特に農振地域においては。そこを語らずして、この担い手への農地の利用集積がなかなか進んでないってことを語れないというか。なかなか担い手が見つからない要因というのはそこにあるのではないかなというふうに思うんですけど。そういう認識を書かないといけないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（●● ●●君）

そのとおりですけどね。なかなか難しい考え方です。

○事務局（●● ●●君）

ありがとうございます。この課題の中に、人の問題だけでなく、基盤整備の問題も。「この困難となっている利用農地の確保、有効利用を図ることが困難となっているの前に農業従事者の減少、高齢化、後継者不足、また」って感じで「基盤整備の立ち遅れ、農地の分散」、そういったものを加えさせていただきます。来月の委員会で内容を確認していただければと思いますので。

○7番（●● ●●君）

お願いします。

○事務局（●● ●●君）

ありがとうございます。

○議長（●● ●●君）

それでよろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

一応ないようでありますので、議案第1号については承認したいと思います。ないよう
でありますので、議案第1号については承認しました。

続きまして、日程2、議案第2号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案に
ついてを議題といたします。事務局、お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書9ページから11ページをごらんください。

今年度の早島町農業委員会の活動目標及びその達成に向けた活動計画の事務局案を作成
しました。こちらの案に追記すべき活動目標やご意見等についてご審議をお願いします。

また、こちらの案についても承認された後に、30日間、地域の農業者から意見聴取を
行うこととしております。説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

○7番（●● ●●君）

済みません。先ほど言おうとした10ページなんですけども、水路整備や基盤整備など
の項目が入って、入れてくださったのはすごく大切なことだと思うんで、そのことはすご
くありがたいなとは思うんですけども。細かい話で、2の令和元年度の目標及び活動計
画なんですけど、これは去年のとき見落としてたんですけど、1、2、3、4と項目があ
って、活動計画の。町当局に働きかけると。「に」が抜けておるんです。

○事務局（●● ●●君）

ありがとうございます。

○7番（●● ●●君）

あと、その下、令和元年度の目標及び活動計画の活動計画のところ、規模拡大への意

欲ある農業者の情報収集を行い、これが「魚」になってるので「業」に直していただければ。

○事務局（●● ●●君）

済みません。

○7番（●● ●●君）

そんなところかなと思います。

○事務局（●● ●●君）

ありがとうございます。

○議長（●● ●●君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ほかに質疑ないですか。

○5番（●● ●●君）

9ページの1番の総農家数が169戸、この下の内訳ですけれど、主業認可数、準主業農家数、副業的農家数、これはどういう形で分けとんですか。面積。

○事務局（●● ●●君）

今調べたんですが、「農業所得が主で、世帯の中に65歳未満で年間の農業従事日数が60日以上の方がいる農家」が準主業農家ということです。

副業的農家の定義は、「1年間で農業従事日数が60日未満で、世帯に65歳未満の人もいない農家が副業的農家」と定義されています。

所得の条件もあります。「主業農家が所得の50%以上が農業所得、かつ世帯に60日以上従事して65歳未満の世帯員がいる」と。

○議長（●● ●●君）

ほか質疑、意見等いかがですか。もうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見ないようでありますので、議案第2号については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

意見ないようでありますので、議案第2号については承認しました。

続きまして、日程3、議案第3号基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得についてを議題といたします。事務局、説明方お願いします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書12ページをごらんください。

今月の基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得については2件でございます。

番号1について、申請地は、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が558平米、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が643平米、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が185平米、前潟字四ノ割●●●番、地目が田、面積が1,138平米、前潟字八ノ割●●●番、地目が田、面積が2,893平米で、合計5筆、5,417平米です。利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●番地にお住まいの●● ●●さんでございます。こちらは利用権の新規の設定で、利用権の存続期間は、平成になってますね。ごめんなさい。令和元年6月1日から令和11年5月31日までです。済みません。訂正をお願いします。令和元年6月1日から令和11年5月31日までです。位置図は13ページです。

続いて、番号2についてご説明いたします。

申請地は、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,958平米で、利用権の種類は使用貸借権です。農地中間管理機構への貸付人は早島町早島●●番地にお住まいの●● ●●さんでございます。こちらは利用権の新規の設定で、利用権の存続期間は、ごめんなさい、令和元年6月1日から令和4年5月31日までとなっています。位置図は13ページです。説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これよりこの件に関しての質疑に入ります。何か質疑ありませんでしょうか。中間管理です。質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、質疑がないようなので、次はご意見等は。その他のご意見等も。ご意見もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見等もないようでありますので、議案第3号、番号1、番号2については承認したいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見ないようでありますので、議案第3号、番号1、番号2については承認されました。

続きまして、日程4、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本件は1番の●● ●●委員に関連する案件でありますので、●●委員には一時退室を求めます。

〔●●委員退室〕

○議長（●● ●●君）

それでは、事務局説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案第4号の農地法第3条の規定による許可申請についてですが、まず議案書16ページをさきにお開きください。

さきに報告第1号、番号1、農地法第18条の規定による解約通知をご説明いたします。

解約された農地は、早島字佃●●●●番●、地目が田、面積が626平米、早島字佃●●●●番●、地目が田、面積が625平米で、合計2筆、1,251平米です。貸付人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さん、借り受け人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さんでございます。位置図は17ページです。

では、ここで14ページにお戻りください。

農地法第3条の規定による許可申請ですが、番号1について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は、早島字佃●●●●番●、地目が田、面積が625平米です。譲り渡し人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さん、譲り受け人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さんで、5反以上の農業経営農家となります。位置図は15ページとなります。説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。それでは、ただいまの件に関して、現地確認の結果を●●
●●委員からお願いします。

○8番（●● ●●君）

5月9日、昨日現地確認に行ってきました。場所はハローズの北と県道早島松島線のち
ょうど間です。まず、14ページのほうのこの小作地開放というのは、●● ●●さんの
家が小作だったのをもう返したという件であります。

それから、もう一つは、もともと2つ、次の16ページのは●● ●●さんところが
百姓をもうやってなくて、●● ●●さんのところにずっとつくってもらったやつをもう
解約したという件であります。問題はないかと思えます。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑、ご意
見はありませんか。よろしいですか、質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑ないようであります。

それでは、その他のご意見等何かありますか。いかがでしょうか。ご意見もないよう
でありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、ご意見ないようでありますので、議案第4号、番号1については承認したいと
思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

異議ないようでありますので、議案第4号、番号1について承認し、許可相当に決定
いたしました。

ここで●●委員の入室を認めます。

〔●●委員入室〕

○議長（●● ●●君）

続きまして、日程6、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届についてを事務

局説明してください。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書の18ページをごらんください。

番号1について、権利の種類は所有権の移転です。

届け出に係る農地は、早島字城●●●●番、地目が畑、面積が501平米です。譲り渡し人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さん、譲り受け人は早島町早島●●●●番地●にお住まいの●● ●●さんでございます。転用目的は露天資材置き場となっております。こちらは市街化区域の農地の転用届け出であり、添付書類を含め完備しておりましたので書類を受理いたしております。位置図は19ページです。説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ただいまの報告に関して質疑、意見等はありませんか、この件に関して。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質問、意見ないようでありますので、以上の報告第2号、番号1を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会ですが、6月11日火曜日10時からを予定しております。6月11日火曜日の10時です。場所は2階の第1会議室です。また、議案書を送付いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（●● ●●君）

以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了いたしました。令和元年第1回早島町農業委員会を閉会いたします。